



国空航第1348号  
平成23年3月15日

社団法人日本航空機操縦士協会  
会長 大内 学 殿

国土交通省航空局  
技術部運航課長

島村



東京電力福島第一原子力発電所における  
原子力緊急事態の発生に伴う飛行禁止区域の設定等について

東京電力福島第一原子力発電所における原子力緊急事態の発生に伴い、周辺を飛行する航空機の安全を確保するため、航空法第80条及び同法施行規則第173条の規定に基づき、飛行禁止区域を下記のとおり設定したので、貴会員に対し周知徹底されたい。

記

1. 区域

福島第一原子力発電所（北緯37度25分29秒東経141度01分58秒）を中心とする半径30キロメートルの円内の区域

2. 期間

当分の間